

重要事項確認及び同意書 【2・3号認定用】

R4-①

●我孫子市保育園等入園申込みにあたっての重要事項となります。

必ず全ての項目をよくお読みいただき、確認欄にチェックの上、ご署名をお願いいたします。

★お申込み手続き上の確認事項

		確認欄
1	教育・保育給付認定申請、保育園等入園申込みに必要な書類は全部揃っていますか。提出期限までに書類が提出されない場合は、教育・保育給付認定及び利用調整が行えませんので、いかなる理由があっても提出期限以降の受付はできません。 公立保育園希望の方は 入園前月に行われる入園面接最終日まで、 私立保育園等希望の方は 入園希望園での面接・内諾後、入園前月の20日(土日祝の場合はその前開庁日)までに保育課へ提出がない場合は利用調整が行えませんので翌月入園となります(4月入園を除く)。※育休延長のために入園保留通知を希望する方の申込みについても同様。	
2	入園希望の園を事前に必ず見学をし、説明を受けてください。特に私立保育園等は施設により保育目標や利用者負担額(保育料)以外の実費徴収額(延長保育料や給食費、園服など)に違いがあります。詳細は各施設にお問い合わせください。また、健康状況について留意する点がある場合は、見学時に必ず施設に対して説明を行ってください。	
3	求職中で申込みの場合は、 入園後1か月以内に1日4時間以上かつ月16日以上仕事を開始し 、早急に「就労証明書」を提出してください。未提出の場合は退園となります。※なお、求職活動での新規入園は私立保育園でのみ受け付けています。	
4	外国籍の方の申込みの際は、在留資格・在留期間等を確認するために在留カードの写し(両面とも)が必要です。	
5	産休・育休明け予約での入園については、常時雇用されており、労働基準法などに定める産前・産後休暇、育児休業(以下産休・育休という)を取得する保護者が、解雇(産休・育休明け予約中も)されずに、スムーズに職場復帰できるようにするための制度です。同職場に復帰することが条件となります。また、扶養範囲内での勤務条件で働く方の産休・育休明け予約は受け付けていません。産休・育休中または産休・育休終了後に勤務復帰せず退職した場合は、入園予約取り消しや入園取り消し、または退所(在園中のきょうだいも同様)になります。なお、育休期間中の新規入園はできません。	
6	提出された書類は返却できません。必要な場合は、必ず事前にご自身でコピーをお取りください。郵送で書類を提出した場合、未着や同封漏れについては市は責任を負いません。	
7	提出された書類について、勤務先等の証明者に問い合わせることがあります。また、申込み内容の状況確認のためにご自宅に伺うことがあります。	
8	申込み内容が事実と異なる場合、入園を取り消すことがあります。就労状況や家族構成、お子さんの健康・発育上気になること等についても正確に記載・申告してください。	
9	申込み後、児童の健康状態に変化があった場合は必ずお申出ください。申込み内容が事実と異なり集団保育が困難な時は、入園内定や決定を取り消すことがあります。	
10	お子さんを安全に保育するため、アレルギーや疾病、発達面で配慮が必要となる可能性がある場合等は程度にかかわらず必ず申出てください。事前に相談や面接を行わなかった場合や受け入れ体制が整わない場合、また、お子さんの体調によっては、入園決定まで時間がかかることがあります。	
11	保育園で受け入れができるのは、集団保育が可能であることが条件になります。保育を実施するにあたり特別な配慮が見込まれる場合には、医師による所定の書類(「保育園(入園・継続)に関する意見書」「保育活動一覧表」「投薬指示書」)や「保育園生活説明書」等を提出していただくことがあります。	
12	アレルギーによる食事制限がある場合は、その程度にかかわらず、必ず各施設にご確認ください。基本的には保育園ではアレルギーの原因となる食材を取り除いた除去食・代替食での対応を可能な限りで行っていますが、対応できない場合もあります。また、制限食品に調味料を含む場合や、制限食品が複雑多岐にわたり、給食での対応が困難な場合には、保護者がその一部または全てを持参していただくこと(弁当の持参)もあります。	
13	公立保育園に入園を希望される方で、保育園の給食及びおやつについて、食物アレルギーの対応を希望される方は、保護者による所定の書類(「食物除去依頼書」「食物アレルギーに関する調査票」)と医師による所定の書類(「保育園におけるアレルギー疾患生活管理表・保育園給食で除去する食品」)の提出が必要です。書類の作成には時間を要することがありますので、入園申込時にご相談ください。私立保育園等では、対応が異なりますので各園にご相談・お問い合わせください。	
14	適正な保育を実施するため、発達面等で配慮が必要となる可能性がある場合は、療育施設やその他関係機関に対し、お子さんの必要な情報提供(資料含む)を行うこと及び受けることがあります。なお、医療機関や療育施設等への案内をさせていただきます。また、保育園等に情報提供し、体験保育(園庭開放日の利用や保育園見学、保護者同伴の慣らし保育など)等を行うことがあります。体験保育終了後は、保育園等から保育課に対して結果に関する情報の提供を行います。(関係機関の例)認可(外)保育施設、幼稚園、小学校、子ども相談課、子ども支援課、健康づくり支援課、社会福祉課など(他市区町村を含む)。	
15	保育園の運営に要する費用は、保育料によって賄われますが、国・県・市が不足分を負担しています。利用者負担額(保育料)は、児童福祉法により保護者(扶養義務者)に負担していただくもので、入園と同時に納付義務が生じます。	
16	利用者負担額(保育料)は、世帯にかかる市区町村民税所得割額によって決まり、一律ではありません。離婚されていても児童と同居している場合や別居されても戸籍上は児童の親権者である場合、また、婚姻関係になくても同居されている場合等も、父母(または同居者)の税額を合算し、利用者負担額(保育料)を算定いたします。また、祖父母と同居している方は、条件により父母の市区町村民税所得割額に祖父母の市区町村民税所得割額を合算して、利用者負担額(保育料)を決定することがあります。利用者負担額(保育料)の算定に当たっては、市が父母(または同居者)及び同居の祖父母の市区町村民税の情報を閲覧いたします。	
17	利用者負担額(保育料)は、原則として1か月単位ですが、月の途中で入園(育休明け)・退園した場合は、日割にて利用者負担額(保育料)を負担していただきます。	
18	利用者負担額(保育料)は、口座振替によりお支払いいただきます。※認定こども園、小規模保育事業所の場合は、各施設により納付方法が異なります。	
19	保育園、幼保連携型認定こども園を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの全てのお子さんが無償化の対象となります。0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子さんについては住民税非課税世帯が無償化の対象となります。	

20	同世帯に身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちの方がいる場合、特別児童扶養手当の支給対象者がいる場合、障害基礎年金を受給している場合は、階層によっては利用者負担額(保育料)が減額になる場合があります。提出書類などは担当者にお尋ねください。※提出日の翌月から適用になります。遡って利用者負担額(保育料)の変更はいたしません。
21	過去の利用者負担額(保育料)を滞納している場合は、利用調整上不利になります。また、利用者負担額(保育料)を納入しない場合は、督促状・催告状が交付されるほか、市から保護者や事業所に問い合わせや訪問を行うことがあります。なお、分納誓約の提出を求めることや、児童手当からの特別徴収の実施、財産の差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。また、利用者負担額(保育料)の収納情報を必要に応じて保育施設に提供します。
22	教育・保育給付認定に関する審査結果については、教育・保育給付認定申請が集中し、認定審査に時間を要する時期は、申請後30日を超えて通知することがあります。
23	教育・保育給付認定を受けても、希望者が多数の場合、利用調整の結果、希望する保育園に入園できない場合があります。教育・保育給付認定は、入園を保障するものではありません。
24	入園日は原則毎月1日となります。途中入園が認められているのは、育児休暇明けで職場復帰する方のみです。
25	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。なお、園では宗教食等の対応はできません。

★事前にご了解いただきたい事項【入園後】

1	各保育園が定める「きまり」を守り、送迎は各保育園が定める開設時間内に行ってください。(集団生活の場合である保育園は、お子さんだけでなく、その保護者も、集団対応にご協力をいただきます。)
2	保育の必要性の認定で示された時間(保育標準時間・保育短時間)と実際に施設でお預かりする保育時間は異なります。実際の保育時間は、保護者の就労時間など、実態に応じたものとなり、利用決定後に園長が決定します。申請時間内での送迎をお願いいたします。
3	延長保育の利用は、各園で申込みをしてください。お子さんの健康状態や保護者の就労等の実態によっては、延長保育の利用が制限されることがあります。なお、6か月未満児や発達面で配慮が必要となるお子さんについては、教育・保育給付認定された保育必要量にかかわらず、お子さんの状況により、お預かり時間を相談させていただくことがあります。
4	申込み時や入園後に保育園等と確認した児童の健康状態への配慮や対応についても守ってください。守っていただけない場合は、入園継続をお断りすることもあります。
5	保育園・保育課で把握しているアレルギー情報(医師の意見書・検査結果)に変更があった場合は、変更した情報を保育園に報告してください。報告の無い食品や製品でのアレルギー反応に関しましては、一切責任を負いかねます。
6	利用開始後、在籍している施設からの申し出により、お子さんの健康状態や集団保育の状況を確認させていただくことがあります(保育観察等含む)。その結果、療育が必要と判断された場合は、施設の利用に制限がかかることがあります。また、この確認のために保育課と在籍している施設及び療育施設等との間で、お子さんに関する情報の提供を行うことがあります。
7	入園後も、提出した書類の中で(この重要事項確認及び同意書も含む)内容に変更が生じた場合は、速やかに保育園もしくは保育課にて必要な手続きを行ってください。申請の内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定の取り消し(退園)となる場合があります。
8	在園中は、保育の必要性(2号または3号認定)を継続的に満たしていることが必要です。保育園の在園継続要件は、保護者が1日4時間以上かつ月16日以上就労、就学、介護・看護等をしていること、疾病・障害等により保育が必要な状態が続いていること等です。保育の必要性がなくなった場合は、その時点で退園となります。65歳未満で同居されている祖父母の方も同要件が必要となります。
9	育児休業取得中に保育園を継続利用される場合の育児休業とは、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業を取得する場合に限ります。
10	保育園等への入園は小学校入学までの継続入園を保証するものではありません。認定基準を満たしていることの確認は毎年1回必ず行います。認定基準を満たさなくなった場合は、その時点で退園となります。在園継続要件を満たしていても、保護者自身が自らその状態について証明(継続書類の提出)されなければ、保育を必要とする要件が公的に明らかになっていないため、同様に退園となります。
11	転職した場合は、退職までの実績を記入いただいた前職分の就労証明書と新しい就労先の就労証明書を提出してください。
12	求職期間は1年につき1か月です。保育認定理由がなくなりましたら、早急に求職での認定申請をし、上記「★お申込み手続き上の確認事項の3」に沿ってください。なお、求職期間終了後1年間は、求職活動での認定はできません(再入園時含む)。
13	入園後、30日間保育園の利用がないと「保育を必要とする」状態でない判断し、原則として退園となります。登園されていない間も在籍扱いになりますので利用者負担額(保育料)はかかります。
14	利用中の施設もしくは、地域で感染症が流行している場合、お子さんが該当の感染症の予防接種を受けていない場合は登園をお断りすることがあります。
15	子どもがする必要のないケガはできる限りさせない努力をしていますが、集団生活を行う中で成長にあった活動や子どもの育ちにとって必要な活動を行っている予防のできないケガが起こることもあります。保護者の皆さまにはご理解をお願いいたします。
17	修正申告等で税額に変更がある場合は必ず保育課へ申し出て下さい。再計算いたします。保育料の変更は現年度内に限り遡及適用します。また、税未申告であった方が、申告を行った場合も同様の取り扱いです。あらかじめご了承願います。

我孫子市長あて

教育・保育給付認定及び保育園等の利用申込みにあたり、上記の事項について確認及び同意しました。

年 月 日 (本人署名) 保護者氏名

保護者氏名

祖父母と同居の場合 (本人署名) 祖父母氏名

祖父母氏名